

静岡庁舎消防訓練の実施

◆ アピールポイント	○大規模・高層建築物の火災発生時における「人命安全の確保」と「二次被害の防止」を図るため、静岡庁舎の消防訓練を実施します。 ○今回の訓練では、14階で火災が発生したことにより複数の要救助者がいることを想定し、新館1階、13～17階の職員の屋外退避と避難誘導等の訓練を行います。 ○葵消防署と連携し、はしご車による救助訓練を行います。
◆ 日 時	令和6年11月13日（水）9時30分～11時00分
◆ 場 所	（1）静岡庁舎新館1階、13～17階 ※出火場所想定：14階青葉通り側給湯室 （2）御幸町通り側玄関前、中庭広場等
◆ 内 容 など	（1）避難訓練 ・各地区隊が火災発生時における役割を確認しながら情報伝達及び避難誘導（新館1階、13～17階） ・はしご車による救助訓練（10階から地上へ） （2）実技訓練 ・水消火器による消火訓練（中庭広場） ・スモークハウス煙体験（新館・本館間通路） ・屋内消火栓操作訓練（本館地下1階） ・スプリンクラー制御弁操作訓練（新館1階、13～17階） ※悪天候の場合や実災害により消防隊員が出動した際は、はしご車による救助訓練や実技訓練を中止・変更することがあります。当日8時45分以降に下記へお問い合わせください。 ※担当者による取材対応を希望の際は下記へお問い合わせください。  令和5年度消防訓練
◆ 対象・人数	対象階で勤務する職員のうち1／3程度の職員（370名程度）

別紙資料 ☒ 有 ・ ☐ 無

イベントカレンダーへの掲載 ☒ 有 ・ ☐ 無

【問合せ】 管財課（静岡庁舎本館1階）
担当：青島、小島
電話：054-221-1013

令和6年度 静岡庁舎消防訓練 訓練概要

1 目 的

庁舎内での火災発生時における人的・物的被害を最小限に止めるため、下記項目について実施する。

- (1) 消防用設備等や避難口の配置場所、使用方法を確認する。
- (2) 地区隊内での役割分担や本部、消防機関との連携体制を確認する。
- (3) 防火管理体制（消防計画、自衛消防隊組織等）について、実効性を検証する。
- (4) 実際の火災発生時に、自衛消防組織として即座に行動できるようにする。

2 日 時

令和6年11月13日（水） 午前9時30分から午前11時00分まで （小雨決行）

8時45分～ 訓練準備（管財課、葵消防署）

9時30分～ 災害想定訓練（通報・消火・救助・避難・救護）

10時10分～ 実技訓練（消火器・屋内消火栓・濃煙通過・スプリンクラー）

10時50分～ 撤収作業（管財課、葵消防署）

3 対 象

- (1) 1階、13～17階各課、独立機関事務局職員、本館各階各課（実技訓練のみ）

※訓練への参加は業務に支障のない範囲内で各階職員の1／3程度とする。

※実際の避難する各地区隊の人数は次のとおりとする。

晴天時：地区隊長、副地区隊長、連絡担当者、要救助者等の役割がある職員を含め
10名程度。

雨天時：地区隊長、副地区隊長、連絡担当者、要救助者等の役割がある職員のみ。

- (2) 職員厚生課（保健室2名）、葵区障害者支援課（1名）、葵区高齢介護課（1名）の保健師
※救護係として4名程度
- (3) 財政部 財政課（本部隊担当、消防指揮所担当計2名）、契約課（救護所担当、避難場所担当計2名） ※連絡係として4名程度

4 場 所

静岡庁舎新館1階、13～17階、御幸通り側玄関前広場、中庭広場等、本館地下1階

5 想 定

9時30分に新館14階青葉通り側湯沸室から出火。初期消火を行うも火災は延焼拡大し、全員避難する事態となった。13～17階には数名の要救助者がいる。

本部は、本館1階管財課とし、消防指揮所は御幸町玄関前に設置する。

なお、火災報知設備の発報によりエレベーターは進行方向の近くの階へ直行後、非常用1機を除き停止する。

救助訓練のみ、はしご車の可動範囲の都合上、出火場所を10階青葉通り側湯沸室とする。

6 訓練内容

(1) 災害想定訓練 (9時30分～10時00分)

①情報伝達

被害状況等を地区隊で集約し、迅速に本部に報告されるよう情報伝達を行う。

②避難誘導

避難経路の確認、市民・職員の避難誘導等を行う。

③消火活動

火災の確認、消火器による初期消火等を行う。

④防護安全

避難経路の確保、個人情報の保護、課の重要物品の持ち出し、要介助者を避難させる。

(2) 救助訓練 (9時30分～10時00分)

火災で建物内に取り残された避難者役の2名(葵消防署職員)が10階御幸通り側のバルコニーからはしご車に乗り、地上1階まで避難する。

(3) 実技訓練 (10時10分～10時50分)

① 水消火器による消火訓練・・・【本館中庭広場】

原則、避難した職員の中から事前に指名された職員 13～17階各5名程度

② 屋内消火栓の使用方法確認・・・【本館地下1階】

原則新館1階及び本館職員の中から事前に指名された職員

新館1階・本館 各10名程度(本館は各地区隊にて2～3名程度)

③ 濃煙通過訓練・・・【本館と新館の間の通路】

原則、避難した職員の中から事前に指名された職員 13～17階各5名程度

④ スプリンクラー設備制御弁閉止操作訓練・・・【新館1階、13～17階各階】

避難しない職員の中から事前に指名された職員 各階5名程度

2班に分かれて実施(1班:15・16・17階 2班:1階・13階・14階)

10時10分～10時25分 17階・14階

10時25分～10時40分 16階・13階

10時40分～10時50分 15階・1階

※実技訓練の終了時間(10時50分)までは、時間の許す限り①、③の訓練を入れ替えて実施しますので、事前に指定された訓練以外にも参加していただく可能性があります。詳しくは、消防署職員や管財課の当日の指示に従ってください。

※②、④は訓練実施後その場解散となります。①、③は訓練実施後、管財課の指示の基その場解散となります。